

四日市市医療的ケア実施校ガイドライン

四日市市教育委員会

1 目的

市教育委員会は、学校生活において医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する場合は、実施校を指定して看護師等免許所有者を「医療的ケアサポーター」として配置し、実施校における医療的ケアの実施に係る関係者の役割並びに児童生徒の安全確保に必要な体制の整備について示す。

2 医療的ケアの対象児童生徒

医療的ケアの対象は、保護者から文書（「医療的ケア実施申請書」に主治医の「医療的ケア指示書」を添付）により医療的ケア実施の要請があった児童生徒のうち、「校内医療的ケア委員会」の協議を経て、校長が実施可能と認めた者とする。実施する医療的ケアの内容についても、校長が主治医の指示書を下に決定する。

3 医療的ケアの実施者

看護師（准看護師）免許を所有する医療的ケアサポーター

4 医療的ケアサポーターが実施できる行為及び期間

〔行為〕

当該児童生徒に必要な医療的ケアのうち、主治医の指示書により、医療的ケアサポーターに実施が認められた行為とする。

〔期間〕

実施開始日より同年度3月31日までとする。なお、次年度も継続が必要な場合は、主治医の指示書のもと、継続手続きを行う。

5 学校の整えるべき体制

(1) 校内医療的ケア委員会の設置

- ・ 校内医療的ケア委員会を必ず設置し、適切な教育的・医療的管理体制の維持・向上に努める。
- ・ 委員会の構成員は、校内特別支援委員会の構成員及び養護教諭、当該児童生徒の担任、医療的ケアサポーター等により組織する。
- ・ 当該児童生徒の状況及び留意点の確認等を行い、必要に応じて保護者及び主治医の助言・指導を受ける。

(2) 役職毎の役割

① 校長の役割

- ・ 医療的ケアの文書手続き等は、原則として校長が行う。
- ・ 校長は、市教育委員会に、医療的ケアの実施に関する必要な報告を行う。

② 医療的ケアサポーターの役割

- ・ 保護者立ち会いのうえ、主治医等から当該児童生徒に実施する医療的ケアの現地研修を受ける。
- ・ 当該児童生徒に必要な医療的ケア（指示書により認められた行為）を実施する。
- ・ 万一異変が生じた時の対応（当該児童生徒への処置及び救急病院との連絡）を行う。

(3) 医療的ケアサポーターが医療的ケアを実施するための条件及び配慮事項

[条件]

- ・ 医療的ケアの実施については、保護者からの要請を前提とする。
- ・ 主治医が、危険性が少ないと判断している医療的ケアとする。
- ・ 特定の児童生徒に対する特定の医療的ケアに限って実施する。

[配慮事項]

- ・ 当該児童生徒の健康状態や病状等について、事前に主治医や保護者から説明を受け、十分に把握し理解しておく。
- ・ 保護者との情報交換を連絡帳等で密にし、信頼関係を築くとともに、当該児童生徒の些細な体調の変化にも気付くよう努める。
- ・ 主治医から定期的または適宜、当該児童生徒に関する必要な指示を受ける。

(4) 管理支援体制

① 対外的な連携・協力体制

- ・ 医療機関（主治医、校医、救急医療機関等）、消防署、保護者との連携・協力体制を整える。
- ・ 校医は、主治医の指示書の内容を把握し、当該児童生徒の状況等を確認する。

② 校内体制

- ・ 万一に備え、医療的ケアサポーターが休暇を取ったときの対応や、保護者及び主治医等との連絡・連携あるいは救急医療機関への搬送等の体制を整える。
- ・ 救急医療機関への搬送手続きに係る消防署への情報提供は、教育支援課を通じて行う。

(5) 安全管理体制

- ・ 学校は、万一異変が生じた時の対応がスムーズに行えるよう、緊急対応マニュアルを作成する。
- ・ 医療的ケアの実施についての保護者の意思を、健康チェック表及び連絡帳等により毎日確認する。
- ・ 医療的ケアの実施に必要な用具等については、場所等を決め、安全に管理する。
- ・ 緊急対応マニュアルには、災害時の対応についても記載する。

(6) 医療的ケア実施に係る手続き（様式）

- ① 医療的ケア実施申請書（保護者から校長へ）〈様式1〉
- ② 医療的ケア指示書（主治医から校長及び医療的ケアサポーターへ）〈様式2〉
- ③ 医療的ケアに係る実地研修実施報告書（主治医から校長へ）〈様式3〉
- ④ 医療的ケア実施計画書（校長から保護者へ）〈様式4〉

※ ①～④の原本は、学校で保管し、コピー各1部を教育支援課へ送付すること。

④については、コピー1部を保護者に手渡すこと。

※ 継続手続きの場合は、①②④を使用すること。

6 保護者の果たす役割

- (1) 定期的に主治医による当該児童生徒の診察を受け、その結果及び内容を学校に伝える。
- (2) 事前に主治医の指示書を添えて、「医療的ケア実施申請書」を学校に提出する。
- (3) 医療的ケアサポーターが、主治医等による実地研修を受ける際に立ち会う。
- (4) 医療的ケアサポーターが、当該児童生徒の健康状態について十分把握できるよう、病状について説明を行う。
- (5) 医療的ケアの実施にあたり、個人的に用いる器具・消耗品については、家庭で用いているものに準じた準備を行う。
- (6) 連絡帳等により、当日の健康状態について学校と連絡を取り合うとともに、医療的ケアサポーターとの情報交換を密にする。
- (7) 学校との連絡が常に取れるようにしておく。
- (8) 対象児の実態に応じ教育支援課の判断により、緊急時に備え、救急医療機関に提示できるよう、病状及び留意事項を記した主治医からの紹介状を学校に提出しておく。
- (9) 医療的ケアサポーターが不在の場合には、保護者が学校で医療的ケアを実施する。
- (10) 学校での医療的ケアの対応能力には限りがあるため、必要な経費の負担を求める場合があること等について了知する。

7 市教育委員会の整えるべき体制

- (1) 医療的ケア実施校との連携
四日市市医療的ケア運営協議会を開催し、実施校からの報告をもとに、医療的ケア実施状況を把握し、指導医等から助言及び指導を行う。
- (2) 医療的ケアサポーターや教職員の研修・相談の機会の提供
医療的ケアサポーターや教職員が相互に情報共有したり、相談を行ったりする機会や必要な研修を設ける。

8 その他

- (1) 医療的ケアサポーターは、医療的ケアの安全な実施に支障のない範囲で、対象児や対象児以外の児童生徒への支援等の業務を補助することができる。
- (2) 他に必要な事項については、教育委員会と協議し、決定する。

<附則>

平成26年4月1日施行
平成31年4月1日改訂
令和4年4月1日改訂